

## 東京電力福島第一原子力発電所の敷地内の放射線施設に係る実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の改正についての放射線審議会の答申及び今後の対応について

令和3年3月10日  
原子力規制庁

### 1 経緯

- 令和3年2月3日付けで、放射性同位元素等規制法に基づく標記の告示改正について、放射線審議会に諮問した（参考1）。その際、数次にわたる原子力規制委員会での審議について、議事録を添付した。
- 放射線審議会では、同年2月12日及び2月26日に審議が行われた結果（参考2）、別紙のとおり答申があった。

### 2 放射線審議会からの答申内容

- 現行法の規定については、工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものであって、事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであり、改正は不要である。

### 3 今後の対応方針

- 放射線審議会の答申及びその理由を踏まえ、告示改正は行わないこととしたい。
- 日本原子力研究開発機構から、東京電力福島第一原子力発電所敷地内における分析研究施設（第1棟）についての放射性同位元素等規制法に基づく使用許可申請がなされた場合には、事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象として、審査を進めることとしたい。

### 資料一覧

別紙	平成12年科学技術庁告示第5号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）
参考1	放射線審議会への諮問資料
参考2	放射線審議会 第152回総会 資料152-1

以上

原規放発第 2102269 号  
令和 3 年 2 月 2 6 日

原子力規制委員会 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明  
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和 3 年 2 月 3 日付け原規放発第 21020312 号をもって諮問のあった事項については、改正は不要である。その理由は以下のとおり。

- ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。
- ・このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。

## 参考 1 (放射線審議会への諮問資料)

原規放発第 21020312 号  
令和 3 年 2 月 3 日

放射線審議会  
会長 甲斐 倫明 殿

原子力規制委員会  
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号 (放射線を放出する同位元素の数量等を定める件) に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について (諮問)

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設に係る平成 12 年科学技術庁告示第 5 号 (放射線を放出する同位元素の数量等を定める件) 第 10 条第 2 項第 1 号に規定する実効線量の算定に関する第 24 条の改正を別紙のとおり行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律 (昭和 33 年法律第 162 号) 第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上

(別紙)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正に係る諮問事項

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設について、平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）第 10 条第 2 項第 1 号に規定する実効線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱う放射性同位元素等から発生する放射線による被ばくについて算出するものとし、第 24 条に第 2 項を新設して、これを規定するための改正を行う。

別表 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>（線量等の算定における除外等）</p> <p>第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。ただし、次項の規定により算定する実効線量については、この限りでない。</p> <p>2   福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設（規則第一条第九号に規定する放射線施設をいう。）について、第十条第二項第一号に規定する実効線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱う放射性同位元素、放射線発生装置又は放射性汚染物（規則第一条第二号に規定する放射性汚染物をいう。）から発生する放射線による被ばくについて算出するものとする。</p>	<p>（診療上の被ばくの除外等）</p> <p>第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 放射性同位元素等規制法の関係告示の改正について

令和3年2月26日  
放射線審議会事務局

放射線審議会第151回総会（令和3年2月12日）における議論概要と今後の答申の取りまとめに向けた論点を整理する。

### 1. 第151回総会における委員の御意見

（1）改正を行うと改正の前後で規定の解釈に変更が生じているかのような誤解等が生じ得ること、東京電力福島第一原子力発電所敷地内の施設についても従前の法令の規定に基づいて対応できると考えられることなどを踏まえると、本告示改正は行うべきではないとする意見。

（石井委員、中村委員、松田委員、吉田委員）

（2）今回の改正を行う際には、原子炉等規制法に係る特定原子力施設に指定され特別な管理が行われている東京電力福島第一原子力発電所敷地内に限定した内容であること、他の放射線施設への規定の適用については変更がないことなどについて、考え方を丁寧に説明する文書等を作成することを条件としたうえで、本告示改正を行うのであれば差し支えはないとする意見。

（小田委員、大野委員）

### 2. 答申に向けて御審議いただきたい事項

- 第151回総会の議論においては、もし諮問に基づく改正をするならば丁寧な説明が必要であるとする意見があったものの、従前の法令の規定に基づいて対応できると考えられることなどから改正は不要と考えるというのが委員の共通の意見であったと考えられる。前回の審議の結果を踏まえて、改正を不要として答申してはどうか。
- 改正を不要と考える理由としては、第151回総会の審議内容を踏まえると、以下のように整理されるか。
  - ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。

- ・ このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。

○ 上述の方向性を答申書に整理すれば、別紙のとおり。

別 紙

原規放発第 号  
令和 年 月 日

原子力規制委員会 宛て

放射線審議会会長 名  
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和 3 年 2 月 3 日付け原規放発第 21020312 号をもって諮問のあった事項については、改正は不要である。その理由は以下のとおり。

- ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。
- ・このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。